

岡山市適正契約等推進会議設置規程

平成 6 年 3 月 3 1 日

市訓令甲第 3 1 号

(設置)

第 1 条 本市における契約を適正に推進するため、岡山市適正契約等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 歳出予算の執行に係る手続及び進行管理の適正化に関すること。
- (2) 検査又は検収の適正化に関すること。
- (3) 談合通報等に関すること。
- (4) 契約に係る暴力行為、暴力団等の介入及びペーパー業者等の排除に関すること。
- (5) 業者登録の適正化等に関すること。
- (6) 業者を対象にした契約事務等の啓発に関すること。
- (7) 契約に関する事件及び工事等に係る事件に関すること。
- (8) その他契約の適正化に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長（財政局担当）をもって充て、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 委員は、別表第 1 に掲げる職員をもって充てるほか、別表第 2 に掲げる職員に委嘱する。

(会議)

第 4 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第 5 条 会議に下部機構として総務部会を置き、部会長及び幹事をもって組織する。

2 部会長は、別表第 3 に掲げる職員をもって充て、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する幹事その職務を代理する。

3 総務部会は、部会長が必要と認めたとき招集し、部会長が議長となる。

4 幹事は、別表第3に掲げる職員をもって充てるほか、必要と認める場合職員の中から部会長がその都度指名する。

5 総務部会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 談合情報への対応に関すること。

(2) 適正会議への付議事項の整理等に関すること。

(意見の聴取)

第6条 会長又は部会長は、必要があるときは、職員、業者、市民、県及び学識経験者等から意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、契約課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年市訓令甲第54号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年市訓令甲第76号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年市訓令甲第41号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年市訓令甲第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年市訓令甲第53号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年市訓令甲第25号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第84号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第47号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第141号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第26号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第43号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市訓令甲第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第18号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第16号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第157号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第169号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第50号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第35号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第38号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年市訓令甲第 36 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市訓令甲第 40 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

副市長 (財政局担当以外) 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 市民協働局長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観光局長 都市整備局長 下水道河川局長 会計管理者 財政局財務部長

別表第 2 (第 3 条関係)

水道局次長 教育委員会事務局教育次長

別表第 3 (第 5 条関係)

部会長	幹事
財政局長	財政局財務部長 財政課財政企画総務担当課長 契約課長 契約課工事契約担当課長 監理検査課長